

公立大学法人大阪市立大学業者資格審査委員会規程

制 定 平成 18 年 7 月 1 日
最近改正 平成 23 年 8 月 31 日

(設置)

第 1 条 公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）に、法人において発注する物品の買入契約、借入契約、工事以外の請負契約及び委託契約（以下「契約」という。）に関し、業者の審査を厳正かつ公正に行うため、業者資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会の名称、委員長及び委員は次のとおりとする。

| 名 称 | 委員長 | 委 員 |
|-----------------|---------------|--|
| 法人運営本部業者資格審査委員会 | 法人運営本部長 | 法人運営本部事務部長 法人運営本部総務課長 法人運営本部経営管理課長 その他委員長が指名する教職員 |
| 医学部業者資格審査委員会 | 医学部・附属病院運営本部長 | 医学部・附属病院運営本部事務部長 医学部・附属病院運営本部庶務課長 医学部・附属病院運営本部経営企画課長 その他委員長が指名する教職員 |
| 附属病院業者資格審査委員会 | 病院長 | 医学部・附属病院運営本部事務部長 医学部・附属病院運営本部庶務課長 医学部・附属病院運営本部経営企画課長 医学部・附属病院運営本部医事運営課長 その他委員長が指名する教職員 |

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、その職務を代理する。

(審議事項)

第3条 委員会は、予定価格が3,000万円以上の契約（法人運営本部業者資格審査委員会にあっては、法人運営本部に係る契約、医学部業者資格審査委員会にあっては、医学部・附属病院運営本部に係る契約（医学部附属病院に係る契約を除く）、附属病院業者資格審査委員会にあっては、医学部附属病院に係る契約。）又は委員長が委員会に付すことが適当と認める契約について、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付そうとする場合における競争参加資格に関する事項
 - (2) 指名競争入札に付そうとする場合における指名業者の選定に関する事項
 - (3) 競争参加申出者の競争参加資格の審査に関する事項
 - (4) 随意契約による場合の契約相手方に関する事項
 - (5) 前各号に掲げる事項に関連する事項
- 2 複数の委員会に係る契約を審議する場合については、別に定める。

(審議結果の報告)

第4条 委員長は、前条各号の審議結果について、委員会終了後速やかに理事長あて報告するものとする。ただし、予定価格が7,000万円未満の医学部附属病院に係る契約については、この限りでない。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会に審議される契約の締結を請求する所属の教職員の出席を求め、説明を聴取するものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

- 第6条 法人運営本部業者資格審査委員会の事務は、法人運営本部経営管理課において行う。
- 2 医学部業者資格審査委員会及び附属病院業者資格審査委員会の事務は、医学部・附属病院運営本部経営企画課において行う。

(施行の細目)

第7条 この規程の細目について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規程第68号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月31日規程第81号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規程第42号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月31日規程第43号)

この規則は、平成23年9月1日から施行する。